

船橋市保健・医療・福祉問題懇談会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市保健・医療・福祉問題懇談会（以下「懇談会」という。）が実施する活動に対して船橋市保健・医療・福祉問題懇談会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、地域住民の健康と福祉の増進に資することを目的に開催される懇談会の運営に関連する事業とする。

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。この場合において、懇親会費等当該事業の直接経費とならない経費は、交付金の対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合において、当該補助金等の対象となる経費は、交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(関係書類の整備)

第5条 本交付金に係る経費の収支を明らかにした書類を、額の確定の日の属する年度の翌年度から10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

交付対象経費		
(1) 報償費	・ 報償金	講師謝礼
(2) 旅費		視察等旅費
(3) 需用費	・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 修繕料	会議・視察用消耗品費、図書購入費 委員茶代 報告書印刷費 備品修繕料
(4) 役務費	・ 通信運搬費 ・ 手数料 ・ 筆耕翻訳料 ・ 保険料	郵送用切手代、書類・使用物品等送料 振込手数料 速記・反訳料 傷害保険
(5) 使用料及び賃借料		施設使用料、物品・設備賃借料
(6) 備品購入費		会議・視察用備品購入費、図書購入費
(7) 積立金		先進都市視察積立金